

紛争防止制度の問合せ窓口

内 容	窓 口		直 通 電 話
中高層建築物の紛争	建築総務課	さいたま市役所10階	048-829-1538
大規模開発行為等の紛争	開発調整課	さいたま市役所9階	048-829-1427

条例抜粋

(紛争調整の申出等)

第15条 紛争当事者は、紛争が生じた場合において、第5条第2項の規定による自主的な解決の努力を尽くしてもなおその解決に至らないときは、当該紛争の調整を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定により紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、あつせんを行う。

3 市長は、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あつせんを行う。

4 第1項の規定による申出は、次の各号に掲げる紛争に応じて当該各号に定める時期までに行わなければならない。

(1) 中高層建築物の建築に係る紛争（次号及び第3号に掲げる紛争を除く。） 当該工事の着手前

(2) 中高層建築物の建築工事の施工に起因する紛争 当該工事の完了前

(3) 中高層建築物の建築に起因するテレビジョン放送の電波の受信障害に係る紛争 当該建築の工事の完了した日から1年を経過する日

(4) 大規模開発行為等のうち開発行為に係る紛争（次号及び第6号に掲げる紛争を除く。） 都市計画法第29条第1項に規定する許可又はさいたま市開発行為の申請に関する条例第10条第1項に規定する承認の申請前

(5) 大規模開発行為等のうち建築物等の建築等又は都市計画法第29条第1項第2号に規定する開発行為に係る紛争（次号に掲げる紛争を除く。） 当該工事の着手前

(6) 大規模開発行為等に関する工事の施工に起因する紛争 当該工事の完了前

(調停の申出等)

第18条 紛争当事者は、前章の規定による市長のあつせんによってもなおその解決に至らないときは、当該紛争の調停を市長に申し出ることができる。

2 市長は、紛争当事者の双方から調停の申出があったときは、次条第1項に規定するさいたま市建築開発紛争調停委員会の調停に付することができる。

3 市長は、紛争当事者の一方から調停の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、他の紛争当事者に対して、調停に付することに合意するよう勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告に対し、他の紛争当事者から調停に付することに合意する旨の回答があったときは、当該回答をもって第2項の規定による紛争当事者の双方からの調停の申出があったものとみなす。

5 第15条第4項の規定は、第1項の規定による申出について準用する。